

航法装置及び GMDSS に関する条約証書の様式変更に関する事項

改正規則

国際条約による証書に関する規則

改正事項

航法装置及び GMDSS に関する条約証書の様式変更に関する事項

改正理由

2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書の様式の一部改正が決議 MSC.421(98)として採択された。

また、2018 年 5 月に開催された IMO 第 99 回海上安全委員会（MSC99）において、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書の様式の一部改正が決議 MSC.436(99)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書の様式を改めた。

改正条項

国際条約による証書に関する規則 様式 1-3，様式 1-5，様式 1-7